

令和3年度 神戸市指導監査基準【乳児院】

着 眼 点	最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠法令等	着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導監査基準	着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区 分	不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
【C】	<p>是正の報告を要する事項（重要事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。</p>
【B】	<p>改善の報告を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。</p>
【A】	<p>指導・助言する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。（状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。） <p>※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります（「助言」を除く。）。</p>

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等（乳児院）

省略標記	正式名称	公布年月日
児童福祉法	児童福祉法	昭和22年法律第164号
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年厚生省令第63号
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	平成12年法律第82号
児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号
児童養護処遇確保通知	児童養護施設等における適切な処遇の確保について	児家第28号
児童養護施設等入所者の自立支援計画通知	児童養護施設等における入所者の自立支援計画について	雇児福発第0810001号
児童施設内虐待防止通知	児童福祉施設における施設内虐待の防止について	雇児総発第1006001号
懲戒権限濫用禁止通知	懲戒に係る権限の濫用禁止について	
乳児院運営指針	乳児院運営指針	
児福施設事故防止通知	児童福祉施設における事故防止について	児発第418号
第三者評価及び自己評価通知	社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について	雇児発0217第6号 社援発0217第44号
児童養護処遇確保通知	児童養護施設における適切な処遇の確保について	児家第28号
社福施設感染症等発生時報告通知	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号
社会福祉施設の長通知	社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について	社庶第83号

乳児院 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 児童福祉施設の一般原則等				
(1) 人権への配慮と人格の尊重	入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営しているか。	児童設備運営基準第5条1項	入所している者の人権の配慮や人格を尊重した運営がされていないので、是正すること。	C
(2) 地域社会との交流及び連携	地域社会との交流及び連携を図っているか。	児童設備運営基準第5条2項	地域社会との交流及び連携を図ること。	A
(3) 保護者及び地域社会への運営内容の説明	児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明しているか。		児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明していないので改善すること。	B
(4) 運営内容の自己評価と結果の公表	その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。	児童設備運営基準第5条3項	自ら行う業務の質の評価等の取組みに不十分な点があるので、改めること。	A
(5) 設備基準の遵守	法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けられているか。	児童設備運営基準第5条4項	それぞれの施設の目的を達成するために必要な設備が不十分な点があるので改善すること。	B
(6) 入所している者の保健衛生、危害防止	構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。	児童設備運営基準第5条5項	採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられていないので改善すること。	B
2 職員の一般的要件および研修の機会の確保				
(1) 職員の一般的要件	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となっているか。	児童設備運営基準第7条	保護に関わる職員の人間性、倫理観、児童福祉事業に対する熱意に課題があるので是正すること。	C
(2) 職員の知識及び技術の向上	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。	児童設備運営基準第7条の2第1項	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。	A
(3) 研修の機会の確保	施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	児童設備運営基準第7条の2第2項	施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	A
			職員への研修が計画的に実施されていないので、改めること。	A
3 平等取扱原則				
入所した者を平等に取り扱う原則	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	児童設備運営基準第9条	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いが認められたので是正すること。	C

乳児院 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
4 虐待等の禁止				
虐待防止	虐待又は心身に有害な影響を与える以下のような行為を行っているか。 ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	児福法第33条の10及び第33条の11 児童設備運営基準第9条の2及び第9条の3 児童虐待防止法第2条及び第3条	児童に対する虐待又は心身に有害な影響を与える行為を行っている等の実態が認められるので是正すること。	C
		児童福祉施設内虐待防止通知 懲戒権限濫用禁止通知 児童養護処遇確保通知	施設内虐待等の早期発見、予防の取り組みのための体制整備（こどもの意見表明機会確保、情報共有・報告体制等）がなされていないので、是正すること。	
	人権の擁護及び虐待を防止するための研修を行っているか。	児童施設内虐待防止通知	少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の養護及び児童の虐待の防止に係る研修を実施する等、必要な体制の整備等が図られていないので是正すること。	C
	児童虐待の早期発見に努めているか。	児童虐待防止法第5条1項 児童施設内虐待防止通知	職員の人権意識、知識や技術の向上等の取り組み、虐待の未然防止・早期発見に努めていないので是正すること。	C
	児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めているか	児童虐待防止法第5条第3項 児童施設内虐待防止通知	児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育又は啓発が不足しているので是正すること。	C
	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しているか。	児童虐待防止法第6条 児童施設内虐待防止通知	児童虐待を受けたと思われる児童を発見したにも関わらず、通告しなかったので是正すること。	C
	関係機関との連絡、連携が図られているか。	児童虐待防止法第8条 児童施設内虐待防止通知	児童相談所、福祉事務所等関係機関との連携が図られていないので是正すること。	C
5 懲戒に係る権限の濫用禁止				
懲戒に係る権限の濫用禁止	児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し、親権を行う場合であって懲戒するとき、懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるとき、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	児童設備運営基準第9条の3	児童を懲戒する際に身体的苦痛を与えたり、人格的辱めを加える等懲戒権の濫用に及ぶ行為があるので、是正すること。	C
		児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1(1)	施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止事項が盛り込まれていないので、是正すること。	C
		児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1(2)	懲戒に係る権限の濫用防止に向けての取り組みが行われていないので、改善すること。	B

乳児院 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
6 衛生管理等				
(1) 感染症等への措置	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	児童設備運営基準第10条第2項	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう是正すること。	C
(2) 入浴等の清潔の維持	入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しているか。	児童設備運営基準第10条第3項	清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭していないので改善すること。	B
(3) 医薬品の管理	必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わっているか。	児童設備運営基準第10条第4項	必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理が適正に行われていないので是正すること。	C
7 入所した者及び職員の健康診断				
(1) 入所児の健康管理	定期健康診断及び臨時の健康診断を実施しているか。	児童設備運営基準第12条第1項	入所時及び年2回の健康診断が実施されていないので、是正すること。	C
	健康診断記録が適切に保管されているか。		健康診断記録の整理・保管に不十分な点があるので、是正すること。	C
(2) 職員の健康診断	職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。	児童設備運営基準第12条第4項	入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っていないので、改善すること。	B
8 給付金として支払いを受けた金銭の管理				
給付金の管理	当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分しているか。	児童設備運営基準第12条の2	児童に係る金銭が他の財産と区分されていないので是正すること。	C
	児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。		児童に係る金銭の使用が、給付の趣旨に沿っていないので是正すること。	C
	当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させているか。		当該児童が退所しているにも関わらず、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていないので、是正すること。	C
	児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備されているか。		預り金の通帳、現金と預り金台帳（出納帳）が整備されていないので是正すること。	C

乳児院 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
9 施設長の資格等				
(1) 施設長(管理者)の資格	乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものか。 一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 乳児院の職員として3年以上勤務した者 四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第27条の2第1第四号、第28条第一号、第38条第2項第一号、第43条第一号及び第82条第三号を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの イ 法第12条の3第2項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）	児童設備運営基準第22条の2第1項	施設長の資格を満たしていないので是正すること。	C
	施設長（管理者）は専任者が確保されているか。	社会福祉施設の長通知	施設長（管理者）に専任者が確保されていないので改善すること。	B
	施設長（管理者）がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	社会福祉施設の長通知	施設長（管理者）が兼務をしているが、施設の運営管理に支障が生じているので改善すること。	B
	施設長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）ではないか。		施設長が暴力団員等に該当するので是正すること。	C
(2) 施設長(管理者)の資格	乳児院の施設長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けているか。	児童設備運営基準第22条の2	2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けること。	B
10 事故防止対策				
(1) 事故防止対策について	事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策を策定しているか。	児童養護処遇確保通知二 社福施設感染症等発生時報告通知 児福施設事故防止通知	事故発生防止の取組みが不十分なので是正すること。	C
	事故防止マニュアルを策定しているか。			

乳児院 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 事故発生時の対応	施設で想定される事故について、事故発生時の対応マニュアルを策定し、職員に周知しているか。	児童養護処遇確保通知二 社福施設感染症等発生時報告通知 児福施設事故防止通知	事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知すること。	B
	事故が発生した場合は、速やかに事業所管課等関係機関、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。		事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行うこと。	C
	事故が発生した場合は、事故の状況及び対応等を正確に記録し、再発防止策の策定等に活用しているか。		事故の状況及びその対応等に関する記録簿を整備すること。	B
	発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。		事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること。	B
	賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じているか。		賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じること。	B
11 乳児院の設備基準				
【乳児又は幼児10人以上を入所させる乳児院の場合】				
(1) 室	寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けているか。	児童設備運営基準第19条	乳児院に必要な、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所がないので、是正すること。	C
(2) 寝室の面積	寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47㎡以上あるか。		寝室が面積要件を満たしていないので、是正すること。	C
(3) 観察室の面積	観察室の面積は、乳児1人につき1.65㎡以上あるか。		観察室が面積要件を満たしていないので、是正すること。	C
【乳児又は幼児10人未満を入所させる乳児院の場合】				
(1) 室	乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けているか。	児童設備運営基準第20条	乳児院に必要な、養育のための専用の室及び相談室がないので、是正すること。	C
(2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積	乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき9.91㎡以上とし、乳幼児1人につき2.47㎡以上であるか。		乳幼児の養育のための専用の室が面積要件を満たしていないので、是正すること。	C
12 乳児院の職員配置				
【乳児又は幼児10人以上を入所させる乳児院の場合】				
(1) 職員配置	医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置いているか。	児童設備運営基準第21条第1項	医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置いていないので、是正すること。	C
(2) 医師等の配置	小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医を置いているか。		医師又は嘱託医が要件を満たしていないので、是正すること。	C

乳児院 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 看護師の配置	看護師の数は、乳児及び満2歳未満児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上（これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上）置いているか。 なお、看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合はおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。	児童設備運営基準第21条第5項及び第6項	看護師の数が、配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
(4) 家庭支援専門相談員の配置	家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当するか。	児童設備運営基準第21条第2項	家庭支援専門相談員が要件を満たしていないので、是正すること。	C
(5) 栄養士及び調理員の配置	栄養士及び調理員を置いているか。 (ただし、調理業務の全部を委託する施設を除く。)	児童設備運営基準第21条第1項	栄養士及び調理員を配置していないので、是正すること。	C
(6) 心理療法士	心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を配置しているか。	児童設備運営基準第21条第3項	心理療法担当職員を配置していないので、是正すること。	C
	心理療法担当職員は、必要過程を修了した者で、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者か。	児童設備運営基準第21条第4項	心理療法担当職員の資格を満たしていないので是正すること。	C
(7) 保育士	(3)に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる施設には、保育士を1人以上置いているか。	児童設備運営基準第21条第7項	保育士を配置していないので、是正すること。	C
【乳児又は幼児10人未満を入所させる乳児院の場合】				
(1) 職員配置	嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置いているか。	児童設備運営基準第22条第1項	嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置いていないので、是正すること。	C
(2) 看護師の配置	看護師の数は、7人以上と置いているか。 (ただし、その1人を除き保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。)	児童設備運営基準第22条第2項	看護師の数が、配置基準を満たしていないので、改善すること。	B
13 養育				
(1) 養育	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものであるか。	指導監督徹底通知 5(4)ア	施設の養護の方針を策定し、職員間で共有できていないので是正すること。	C
		乳児院運営指針	施設内虐待等の早期発見、予防の取り組みのための体制整備（こどもの意見表明機会確保、情報共有・報告体制等）がなされていないので、是正すること。	C

乳児院 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(1) 養育	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものであるか。	児童養護処遇確保通知	児童の権利擁護に関する施設内研修を実施するなど職員 の資質向上に努めていないので、是正すること。 児童の権利擁護に関する施設内研修の実施等職員の資 質向上への取り組みに不十分な点があるので、是正す ること。	C C
		児童設備運営基準第9条の2及び第9条の3	日々の処遇の中で、乱暴な言葉がけ、暴行、わいせつ 行為、無視、行動の制限、強制、体罰など虐待にあた る行為があるので、是正すること。	C
		児童福祉法第1条及び第2条	乳児院における養育に不十分な点があるので、是正す ること。	C
(2) 養育の内容	乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排 泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状 態の把握、入所時の健康診断、少なくとも年に2回の定期健康 診断及び臨時の健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処 置を行っているか。	乳児院運営指針 児童養護処遇確保通知 指導監督徹底通知 5(4)ウ	衛生的な被服及び寝具が確保されていないので、是正 すること。	C
		児童設備運営基準第23条第2項	乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食 事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動 のほか、健康状態の把握、第12条第1項に規定する健 康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を行う こと。	C
		乳福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(2)-第1- 1-共通事項(2)	乳幼児突然死症候群(SIDS)事故防止対策がなされて いないので、是正すること。	C
		児童設備運営基準第5条第5項	施設における危害防止策が講じられていないので、是 正すること。	C
			居室等の温度・湿度・換気・採光等への注意や清潔保 持等への配慮がなされていないので、是正すること。	C
		児童設備運営基準第10条第4項	必要な医薬品等の整備及び管理が適正に行われていな いので、是正すること。	C
(3) 家庭環境の調整	乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築が図られるよう に行っているか。	児童設備運営基準第23条第3項	家族との連携、児童や家族からの相談に応じる体制整 備、相談に対する適切な助言・援助、家庭環境の調整 が行われていないので、是正すること。	C
14 乳児の観察				
乳児の観察	乳児が入所した日から医師又は嘱託医が適当と認められた期 間、これを監察室に入室させ、その心身の状況を観察してい るか。	児童設備運営基準第24条第1項	入所した乳児に必要な観察が行われていないので、是 正すること。	C

乳児院 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
15 自立支援計画の策定				
自立支援計画	乳児院の長は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しているか。	児童設備運営基準第24条の2	自立支援計画が、児童・保護者の意向を踏まえ、学校・児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で個別の児童の状況を把握・検討した上で策定されていないので、是正すること。	C
		児童養護施設等入所者の自立支援計画通知	自立支援計画の策定後、支援効果についての客観的な評価、アセスメントや計画（課題設定・目標設定・援助の方法等）の妥当性を検証していないので、是正すること（短期目標は1～3か月、長期目標は6か月～2年程度で設定）。	C
			生活指導、職業指導、家庭環境調整等について、退所後の継続した対応に不十分な点があるので、改善すること。	B
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第1-1-(1)ア	自立支援計画が、必要に応じて見直されていないので、是正すること。	C
16 業務の質の評価等				
業務の質の評価	各施設は自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	児童設備運営基準第24条の3	自ら行う業務の質の評価等を行う取組みに不十分な点があるので、改善すること。	B
		第三者評価及び自己評価通知	定期的（3年に1回以上）な第三者評価の受審及び評価結果の公表が行えていないので是正すること。	C
17 関係機関との連携				
関係機関との連携	児童の支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。	児童設備運営基準第25条	保護者や関係機関との連携が図られていないので、是正すること（児童相談所に、年2回程度の養育状況報告を行っていない。）。	C
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2-(2)-第1 児童養護処遇確保通知 児童施設内虐待防止通知	関係機関、保護者に施設の運営内容を適切に説明していないので改善すること。	B
		乳児院運営指針	家庭支援（ファミリー・ソーシャル・ワーク）として、親子間の関係調整や回復支援への取組が不十分なので改善すること。	B